船橋市委託先経由方式による口座振替事務取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、船橋市口座振替収納事務取扱規則（昭和５３年船橋市規則第４０号）第５条の規定に基づき、預金口座からの振替処理を、委託先を経由して電子データを授受することにより処理する方式（以下「委託先経由方式」という。）により行う場合の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（市税等の種類）

第２条　この要領に基づき、委託先経由方式により納付者の指定預金口座からの振替処理をすることができる市税等の種類は、次に掲げるとおりとする。

①　市（県）民税・森林環境税（特別徴収分を除く。）

②　固定資産税（都市計画税を含む。）

③　軽自動車税（種別割）（随時課税分を除く。）

④　国民健康保険料（特別徴収分を除く。）

⑤　保育料（児童福祉費負担金）

⑥　保育士養成修学資金償還金

⑦　霊園管理料

⑧　し尿収集手数料

⑨　下水道受益者負担金

⑩　住宅使用料

⑪　介護保険料（特別徴収分を除く。）

⑫　放課後ルーム児童育成料

⑬　母子父子寡婦福祉資金償還金

⑭　水洗便所化改造工事資金貸付金償還金

⑮　後期高齢者医療保険料（特別徴収分を除く。）

⑯　学校給食費実費徴収金

⑰　地方卸売市場の売上高割使用料、施設使用料及び雑収益

⑱　市立保育園副食費実費徴収金

⑲　独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金（市立学校センター負担金）

⑳　独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金（市立保育園センター負担金）

㉑　簡易マザーズホーム使用料

㉒　こども発達相談センター使用料

㉓　奨学金償還金

（金融機関への電子データ等の引渡し）

第３条　市長は、振替該当者に係る預金種別及び口座番号等を含む電子データを、委託会社を経由し、口座振替日の５営業日前までに、金融機関に引き渡すものとする。なお、委託先と各金融機関との電子データの授受に関しては、指定金融機関作成の「磁気テープ等方式による千葉県内自治体の預金口座に関する事務取扱要項」第４条に規定する方法により行うこととする。

（口座振替日）

第４条　口座振替日は、納期限の日とする。

（口座振替の取扱い等）

第５条　金融機関は、納付者の指定預金口座から電子データに指定した金額の納付の手続きをするとともに、振替の状況又は振替不能の状況を記録した電子データを作成し、口座振替日後３営業日以内に、委託会社に引き渡さなければならない。

２　委託会社は金融機関から引渡しを受けた電子データを取りまとめ、必要な事項を記載した振替結果一覧表及び不能者リストを添付して、口座振替日後４営業日以内に市長に返却しなければならない。

（口座振替済明細書の送付）

第６条　市長は、電子データの返却を受けたときは、電子データの振替記録に基づき、速やかに口座振替済明細書を納付者に送付するものとする。ただし、表１の左欄に掲げる市税等の種類の区分に応じた当該中欄の送付対象振替記録は、原則として、当該右欄に掲げる時期に送付するものとする。

表１

<table>
<tr><th>市税等の種類</th><th>送付対象振替記録</th><th>口座振替済明細書
送　付　時　期</th></tr>
<tr><td>市（県）民税・森林環境税（特別徴収分を除く。）</td><td rowspan="3">当該年度の１～４期</td><td>２月</td></tr>
<tr><td>固定資産税（都市計画税を含む。）</td><td rowspan="2">３月</td></tr>
<tr><td>下水道受益者負担金</td></tr>
<tr><td>国民健康保険料（特別徴収分を除く。）</td><td rowspan="2">前年１年分</td><td rowspan="2">１月</td></tr>
<tr><td>介護保険料（特別徴収分を除く。）</td></tr>
</table>

水洗便所化改造工事資金貸付金償還金		
後期高齢者医療保険料（特別徴収分を除く。）		
奨学金償還金	前年度１年分	４月

２　納付者から口座振替済明細書の送付依頼があった場合は、前項ただし書の規定によらないことができる。

３　学校給食費及び独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金（市立学校センター負担金）については、船橋市学校給食費及び日本スポーツ振興センター災害共済掛金保護者負担金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書の契約事項によるものとする。

４　表２に掲げる市税等について、口座振替済明細書は、納付者の指定預金口座の通帳に各市税等の明細を印字することをもってこれに代えるものとする。なお、第１項の規定にかかわらず、表３の左欄に掲げる市税等については、当該右欄の時期より本項の規定を適用する。

表２

住宅使用料
保育料（児童福祉費負担金）
保育士養成修学資金償還金
放課後ルーム児童育成料
母子父子寡婦福祉資金償還金
市立保育園副食費実費徴収金
独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金（市立保育園センター負担金）

表３

市税等の種類	適用開始時期 （口座振替済明細書の発送廃止時期）
市（県）民税・森林環境税（特別徴収分を除く。）	令和７年４月
固定資産税（都市計画税を含む。）	

軽自動車税（種別割）	令和７年７月
介護保険料（特別徴収分を除く。）	令和８年１月

（電子データの仕様及び記録内容）

第７条　電子データの仕様については、一般社団法人全国銀行協会制定の「預金口座振替事務取扱基準」に準拠したものとし、金融機関の口座振替データを１本に集約した１データ複数委託者記録方式（マルチ方式）とする。

附　則

この要領は、平成４年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成８年２月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１２年７月３日から施行する。

附　則

この要領は、平成１３年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年６月２０日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年５月１０日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年９月１５日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年２月２９日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年９月１日から施行する。